明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件（金融庁五八）　一
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（同五九）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（法務二五八）　二
○戸籍の一部及び除籍の一部が滅失した件（同二五九）　二
○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（同二六〇）　二
○公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部を改正する件（文部科学八九）　三
○公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する件（同九〇）　三
○農業協同組合法施行規則第三十四条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（農林水産一〇一七）　三
○水産業協同組合法施行規則第六十一条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（同一〇一八）　三
○保安林の指定をする件（同一〇一九）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇二〇～一〇二七）　五
○保安施設地区の指定をする件（同一〇二八）　五
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通五三一）　五
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（同五三二）　六
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（同五三三、五三四）　七
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同五三五）　八
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同五三六）　八
○航路標識に関する件（海上保安庁一〇七～一一一）　八

〔国会事項〕
労働　労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三

〔資料〕
閣議決定等事項　五
日本と世界の天候（平成二十三年四月）（速報）（気象庁）　五

〔公告〕
諸事項
官庁　司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、公示送達関係　二
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　二

〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　九
官庁事項　九

〔官庁報告〕
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　二九

告示

○金融庁告示第五十八号

オールド・リパブリック・ライフ・インシュアランス・カンパニーが日本における保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第一号の規定により同社の同法第百八十五条第一項の外国生命保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第五十九号

ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所　井田　充彦　神戸市垂水区舞子台三丁目八番六号

○法務省告示第二百五十八号

三重県度会郡玉城町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年六月二十四日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、玉城町役場又は津地方法務局伊勢支局に照会すること。

平成二十三年五月二十四日

法務大臣　江田　五月

三重県度会郡玉城町世古七百七十五番地　飯嶋　徳松